【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第93期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	シナネンホールディングス株式会社
【英訳名】	SHINANEN HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員　中込　太郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川一丁目39番20号
【電話番号】	東京(6478)7811(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　奈良　陽介
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川一丁目39番20号
【電話番号】	東京(6478)7811(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　奈良　陽介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第92期 中間連結会計期間	第93期 中間連結会計期間	第92期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(百万円)	120,421	164,422	298,752
経常利益	(百万円)	1,046	1,755	5,382
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	437	1,279	4,435
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	925	1,118	5,980
純資産額	(百万円)	55,230	59,483	60,124
総資産額	(百万円)	87,763	98,681	108,083
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	40.19	118.23	407.79
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	62.9	60.3	55.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,095	3,479	6,587
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△752	△5,868	198
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3,312	△2,460	△1,805
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	10,729	11,779	16,677

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間より、報告セグメントを従来の「エネルギー卸・小売周辺事業（ＢｔｏＣ事業）」「エネルギーソリューション事業（ＢｔｏＢ事業）」「非エネルギー事業」の３区分から、「エネルギー事業」「メンテナンス事業」「モビリティ事業」の３区分に変更しています。詳細は、「第４ 経理の状況 １ 中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

当社の連結子会社であったミライフ西日本株式会社、ミライフ東日本株式会社、ミライフ北海道株式会社はシナネン株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。なお、ミライフ株式会社は、シナネン株式会社に吸収分割後、電力事業及び建設業工事等を営む会社とし、商号をシナネンエナジーテック株式会社に変更しています。

また、当社が保有していたシナネンファシリティーズ株式会社の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しています。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況

① 経営成績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方、中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化、為替相場や金融資本市場の変動、原材料価格・物流費・人件費等の上昇により、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く事業環境では、石油類及びガスの仕入価格に影響を及ぼす原油価格及びプロパンＣＰ価格が、中東情勢等の影響を受けて高い水準で推移しました。また、建物管理、メンテナンスに対する需要は底堅く推移した一方、モビリティサービスでは、天候要因による販売・利用の伸び悩みや運営コストの上昇等により、収益面で厳しい状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、2027年４月に迎える創業100周年とその先の成長を見据え、第三次中期経営計画の仕上げに向けた取り組みを進めています。2026年４月１日には、シナネンファシリティーズ株式会社の全株式を売却するとともに、主力事業会社の統合及び事業再編を実施し、「エネルギー」「メンテナンス」「モビリティ」の３事業領域を軸としたグループ経営体制へ移行しました。グループ各社が提供するサービスを結集し、地域の拠点を通じてお客様の暮らし、建物、移動を支えるサービスを一体的に提供することで、地域を支えるサービス会社への変革に取り組んでいます。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績については、売上高が1,644億22百万円(前年同期比36.5%増)、営業利益は13億23百万円(前年同期比90.3%増)、経常利益は17億55百万円(前年同期比67.8%増)、親会社株主に帰属する中間純利益は12億79百万円(前年同期比192.8%増)となりました。

主な取り組みにつきましては、以下のとおりです。

ａ．売上高及び営業利益

当中間連結会計期間及び前中間連結会計期間におけるセグメント別の売上高及び営業利益は以下のとおりです。なお、当中間連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に記載しています。前年同期との比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値に基づいています。

［エネルギー事業］

エネルギー事業は、シナネン株式会社が石油類、ガス、電力等の販売を、株式会社ミノスがガス、電力等に関する業務システムの開発・販売等を展開しています。

当中間連結会計期間において、石油類は、販売数量が前年同期を下回ったものの、安定供給と採算確保を重視した販売戦略を継続し、総利益単価が上昇したことにより、売上総利益は前年同期を上回りました。

ガスは、小売において、原価上昇に対応した価格改定を実施したものの、総利益単価は前年同期を下回る水準で推移し、販売数量も減少したことから、売上総利益は前年同期を下回りました。卸売においては、販売数量は減少したものの、仕入・在庫のコントロールにより原価上昇を抑え、総利益単価が上昇したことから、売上総利益は前年同期を上回りました。これらにより、ガス全体では売上高及び売上総利益が前年同期を上回りました。

電力は、相対取引の一時的な拡大により取扱数量及び売上高が大幅に増加した一方、その利益貢献は限定的となりました。また、小売における販売数量の減少及び利幅の縮小等により、電力全体の売上総利益は前年同期を下回りました。

業務システム関連は、電力関連のシステム利用料の増加等が寄与し、売上高及び売上総利益ともに前年同期を上回りました。

以上の結果、当中間連結会計期間におけるエネルギー事業の売上高は1,536億27百万円(前年同期比40.0%増)、営業利益は９億63百万円(前年同期比244.1%増)となりました。

［メンテナンス事業］

メンテナンス事業は、シナネンアクシア株式会社が、居住用建物メンテナンス、ビルメンテナンス、不動産及びホームファシリティ関連サービスを展開しています。

当中間連結会計期間において、ビルメンテナンスは、病院等の新規受託と既存案件の安定稼働により、増収増益となりました。ホームファシリティは、太陽光発電システムの点検案件及び住宅設備関連商品の販売増加が寄与し、増収増益となりました。

居住用建物メンテナンスは、施工案件数は前年同期並みとなった一方、部材価格及び施工費用の上昇に対する価格転嫁が追いつかず、総利益率が低下しました。

不動産は、管理戸数は増加したものの、前年同期の工事・紹介料収入等の反動により減収となりました。

これらの影響があったものの、ビルメンテナンス及びホームファシリティの伸長により、セグメント全体は増収増益となり、当中間連結会計期間におけるメンテナンス事業の売上高は59億56百万円(前年同期比17.0%増)、営業利益は2億12百万円(前年同期比70.3%増)となりました。

［モビリティ事業］

モビリティ事業は、シナネンサイクル株式会社が自転車卸・小売・企画開発を、シナネンモビリティＰＬＵＳ株式会社がシェアサイクルを展開しています。

当中間連結会計期間において、自転車卸・小売・企画開発は、卸売が伸長した一方、天候要因等により来店数が減少したこと等により小売販売は低調に推移しました。また、在庫適正化に向けた販売促進により、総利益率が低下しました。

シェアサイクルは、当中間連結会計期間末時点で102の市区町村、ステーション数3,404カ所、設置自転車数18,574台という規模に拡大し、着実に展開エリアの拡大を進めた一方、降雨等により利用が伸び悩み、主力のオープン型サービスの売上高は前年同期を下回りました。また、ステーション賃料の上昇や、利用減少下でも継続する運営費負担が利益を圧迫しました。自転車のメンテナンスは伸長したものの、オープン型サービスの減収及び運営コストの増加を補うには至りませんでした。

以上の結果、当中間連結会計期間におけるモビリティ事業の売上高は37億11百万円(前年同期比1.4%増)、営業利益は64百万円(前年同期比71.0%減)となりました。

なお、その他には抗菌事業や不動産事業が含まれており、売上高は11億26百万円(前年同期比42.0%減)、営業利益は、２億35百万円(前年同期比62.8%増)となりました。

ｂ．経常利益

当中間連結会計期間の経常利益は17億55百万円(前年同期比67.8%増)となりました。

ｃ．親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は12億79百万円(前年同期比192.8%増)となりました。

② 財政状態

ａ．流動資産

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は483億65百万円となり、前連結会計年度末と比較して143億20百万円減少しました。減少した主な要因は、季節変動に伴う売上債権等の減少によります。

ｂ．固定資産

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は503億15百万円となり、前連結会計年度末と比較して49億18百万円増加しました。増加した主な要因は、投資有価証券の取得や関係会社株式の取得等によります。

ｃ．流動負債

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は325億24百万円となり、前連結会計年度末と比較して81億14百万円減少しました。減少した主な要因は、季節変動に伴う仕入債務等の減少によります。

ｄ．固定負債

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は66億73百万円となり、前連結会計年度末と比較して６億45百万円減少しました。減少した主な要因は、繰延税金負債が減少したこと等によります。

ｅ．純資産

当中間連結会計期間末における純資産の残高は594億83百万円となり、前連結会計年度末と比較して６億41百万円減少しました。減少した主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の増加があった一方、配当金の支払、自己株式の取得による減少があったこと等によります。

以上により、自己資本比率は前期末と比較し4.6ポイント増加し、60.3%となりました。

③　キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、117億79百万円(前年同期比9.8%増)となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

ａ．営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において、営業活動の結果得られた資金は、34億79百万円(前年同期は30億95百万円の収入)となりました。この主な要因は、税金等調整前中間純利益20億51百万円、売上債権の減少96億５百万円、仕入債務の減少52億69百万円及び法人税等の支払額15億４百万円等によるものです。

ｂ．投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において、投資活動の結果使用した資金は、58億68百万円(前年同期は７億52百万円の支出)となりました。この主な要因は、投資有価証券の取得による支出35億65百万円、固定資産の取得による支出15億６百万円及び関係会社株式の取得による支出10億23百万円等によるものです。

ｃ．財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において、財務活動の結果使用した資金は、24億60百万円(前年同期は33億12百万円の支出)となりました。この主な要因は、配当金の支払額13億円、自己株式の取得による支出８億42百万円及び長期借入金の返済による支出１億75百万円等によるものです。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、72百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

３ 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,520,600
計	47,520,600

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,978,891	10,978,891	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	10,978,891	10,978,891	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年８月31日	△67	10,978	―	15,630	―	―

（注）2026年８月10日開催の取締役会決議により、2026年８月31日付で自己株式67,700株を消却しています。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ＵＨ Ｐａｒｔｎｅｒｓ ２ 投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋２－９－９	1,067	9.88
エヌオーアイ投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋２－９－９	963	8.91
ＵＨ Ｐａｒｔｎｅｒｓ ３ 投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋２－９－９	818	7.57
エスアイエル投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋２－９－９	815	7.54
コスモ石油マーケティング株式会社	東京都中央区京橋１－７－１	789	7.30
光通信ＫＫ投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋１－４－10	699	6.48
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人) 株式会社日本カストディ銀行	東京都千代田区丸の内２－１－１ 東京都中央区晴海１－８－12	672	6.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂１－８－１	461	4.27
シナネングループ取引先持株会	東京都品川区東品川１－39－20	412	3.82
リンナイ株式会社	愛知県名古屋市中川区福住町２－26	374	3.46
計	―	7,074	65.45

(注)　自己株式170,455株は、上記大株主から除いています。

(６)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式　170,400	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,776,700	107,767	―
単元未満株式	普通株式 31,791	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	10,978,891	―	―
総株主の議決権	―	107,767	―

(注) １．「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が800株含まれています。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数８個が含まれています。
２．「単元未満株式」の欄には、自己株式が55株含まれています。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) シナネンホールディングス株式会社	東京都品川区東品川１－39－20	170,400	－	170,400	1.55
計	―	170,400	－	170,400	1.55

2 【役員の状況】

（1）役員の異動の状況

該当事項はありません。

（2）業績連動賞与に関する事項

2026年３月期有価証券報告書において記載した業績連動賞与について、その算定方法等の詳細は以下のとおりです。

当社グループの業績連動賞与は、事業年度ごとの会社業績向上に加えて、重点課題の解消に対する意識を高めることを目的として、グループ業績、担当事業会社の業績及び重点課題への進捗状況を評価指標とし、各業務執行役員の役割に応じて定める評価ウェイトを適用して算定します。

①支給対象者

業績連動賞与の支給対象者は、当社及び当社の完全子会社(以下「事業会社」といいます。)の取締役のうち、法人税法第34条第１項第３号に定める業務執行役員に該当する者とします。

②業績連動指標

グループ業績については連結経常利益、担当事業会社の業績については当該事業会社の経常利益を指標とし、それぞれ次の算式により達成率を算定します。

達成率 ＝ 実績値 ÷ 年度目標値

実績値は、当該事業年度の連結損益及び包括利益計算書または損益計算書に記載された経常利益とします。

グループ業績に係る年度目標値は、当該事業年度の開始前に当社取締役会が承認した連結事業計画における連結経常利益とします。

担当事業会社の業績に係る年度目標値は、当該事業年度の開始前に当社取締役会が承認した各事業会社の事業計画における経常利益とします。

各事業会社の年度目標値には、各社の営業戦略、価格政策その他の競争上の情報が含まれるため、具体的な金額の記載を省略しています。なお、各事業会社の業績評価については、当社取締役会が事前に承認した年度目標値と当該事業年度の実績値に基づき、上記算式により達成率を算定します。

グループ業績及び担当事業会社の業績に係る年度目標値は、恣意的な変更を排除するため、原則として当該事業年度中は変更しません。ただし、組織再編、事業譲渡その他の当初の事業計画策定時に想定していなかった重要な事象が生じた場合には、指名・報酬委員会の審議を経て、合理的な範囲で調整することがあります。

グループ業績及び担当事業会社の業績に係る達成率は、120%を上限、50%を下限とします。

重点課題については、各業務執行役員の所管領域における重点課題への進捗状況について、成果創出への寄与度、経営への影響、実行状況等を踏まえて総合的に評価し、次の区分に従って達成率を決定します。

- S＋：120%
- S：110%
- A：100%
- B： 80%
- C： 50%

③評価ウェイト

各評価指標の評価ウェイトは、各業務執行役員の役割に応じ、次のとおり設定しています。

区分	グループ業績	事業会社業績	重点課題
代表取締役	90%	―	10%
取締役（機能担当）	60%	―	40%
取締役（事業担当）	30%	60%	10%
事業会社取締役	―	90%	10%

事業会社取締役については、原則として当該取締役が所属する事業会社の経常利益を事業会社業績の指標とします。複数の事業会社を担当する場合には、担当する各事業会社の事業規模、職責その他の事項を踏まえて、あらかじめ定めたウェイトを適用します。

④算定方法

各評価指標に係る業績連動賞与額は、次の算式により算定し、それぞれの評価指標について算定した金額の合計額を、各業務執行役員に対する業績連動賞与額とします。

各評価指標に係る賞与額

＝（達成率 × ２ － １）× 評価ウェイト × 業績報酬基準額

業績連動賞与額

＝各評価指標に係る賞与額の合計額

達成率が50%の場合の支給率は０%、100%の場合は100%、120%の場合は140%となります。このため、すべての評価指標の達成率が上限の120%となった場合、業績連動賞与額は業績報酬基準額の140%を上限とします。各業務執行役員に適用する業績連動指標、評価ウェイト、年度目標値及び業績報酬基準額は、当該事業年度の開始前に決定します。

⑤業績報酬基準額及び支給限度額

業績報酬基準額及び支給限度額は、各業務執行役員の役割に応じ、次のとおり設定しています。

区分	業績報酬基準額	支給限度額
代表取締役	28,800千円	40,320千円
取締役（機能担当）	20,000千円	28,000千円
取締役（事業担当）	12,800千円	17,920千円
事業会社取締役	9,800千円	13,720千円

事業会社取締役に係る業績報酬基準額及びその140%に相当する支給限度額については、対象となる業務執行役員ごとに、各事業会社の取締役会において具体的な金額をあらかじめ決定します。

⑥支給時期

業績連動賞与は、事業年度終了後に年１回、金銭により支給します。

支給日は、業績連動指標の数値が確定した日の翌日から１月以内の日として、あらかじめ定めます。

⑦評価及び決定手続

グループ業績及び担当事業会社の業績については、当該事業年度の実績値に基づき、当該事業年度の開始前に決定した年度目標値に対する達成率を算定します。

重点課題については、各業務執行役員に設定した課題を対象として、その進捗状況について、成果創出への寄与度、経営への影響、実行状況等を踏まえて総合的に評価します。

各業務執行役員に適用する業績連動指標、年度目標値、評価ウェイト、業績報酬基準額及び重点課題は、指名・報酬委員会の審議を経て決定します。

事業年度終了後は、各業績連動指標の実績値、年度目標値に対する達成率、重点課題の評価結果及び評価ウェイトに基づいて業績連動賞与額を算定し、指名・報酬委員会において、その算定過程及び算定結果があらかじめ定めた算定方法に従っていることを確認したうえで、当社又は各事業会社の取締役会において支給額を決定します。

（３）非金銭報酬に関する事項

2026年３月期有価証券報告書において、2026年６月25日付の当社取締役会決議後に変更する予定として記載した株式報酬制度について、2026年６月25日付で改定しました。改定後の「ｂ．当社株式の算定方法」は、以下のとおりです。

ｂ．当社株式の算定方法

以下の方法に基づき、本制度の対象取締役ごとに交付する株式数を決定します。

（ａ）交付する株式数（本交付株式数）の算定方法

交付する株式数（１株未満を切り捨て）

各対象取締役に交付される本交付株式数は、以下の算定式に従って算定されます。

算定式　本交付株式数 ＝ 割当株式① ＋ 割当株式②

割当株式① ＝ 基準交付株式数① ×　財務目標に係る業績目標達成度　× 役務提供期間比率

割当株式② ＝ 基準交付株式数② × 非財務目標に係る業績目標達成度 × 役務提供期間比率

ただし、対象取締役に付与する本交付株式数の総数及び総額は、当社及び各対象子会社に応じて、下記の上限に服するものとします。なお、係る本交付株式数の上限数は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は併合・分割の比率を乗じて調整されます。

・当社の取締役である対象取締役に付与する本交付株式数の総数及び総額の１年あたりの上限は、３万株及び60百万円とする。
・対象子会社の取締役である対象取締役に付与する本交付株式数の総数及び総額の１年あたりの上限は、対象子会社ごとに、１万株及び20百万円とする。
・各対象取締役に付与する本交付株式数の上限は、上記の算定式のとおり、各対象取締役に係る基準交付株式数となる。

個別の算定項目の説明

・基準交付株式数

基準交付株式数は、財務目標に係る基準交付株式数①と非財務目標に係る基準交付株式数②からなり、対象取締役の所属及び役位に応じて以下のとおりとします。

所属及び役位	基準交付株式数①	基準交付株式数②
シナネンホールディングス株式会社　代表取締役社長執行役員	560株	240株
シナネンホールディングス株式会社　取締役専務執行役員	490株	210株
シナネンホールディングス株式会社　取締役常務執行役員	420株	180株
シナネンホールディングス株式会社　常務執行役員	350株	150株
シナネンホールディングス株式会社　執行役員	280株	120株
シナネン株式会社　代表取締役社長執行役員	420株	180株
シナネン株式会社　取締役常務執行役員	350株	150株
シナネン株式会社　執行役員	280株	120株
株式会社ミノス　代表取締役社長	280株	120株
株式会社ミノス　取締役	210株	90株
シナネンアクシア株式会社　代表取締役社長	280株	120株
シナネンモビリティＰＬＵＳ株式会社　代表取締役社長	280株	120株
株式会社シナネンゼオミック　代表取締役社長	210株	90株

・業績目標達成度

評価期間における評価指標は、財務目標については2028年３月期のＲＯＥ（連結）、非財務目標については2028年３月期のＥＳＧ推進度とし、業績目標達成度は、評価指標の達成状況に応じて以下のとおりとします。

財務目標に係る業績目標達成度 ＝ ＲＯＥ（連結）の業績目標達成度

2028年３月期のＲＯＥ（連結）	業績目標達成度
８％以上	100%
７％以上８％未満	85%
６％以上７％未満	70%
５％以上６％未満	60%
５％未満	０％

非財務目標に係る業績目標達成度 ＝ ＥＳＧ推進度の業績目標達成度

2028年３月期のＥＳＧ推進度（注）	業績目標達成度
おおむね目標を達成	100%
目標に満たなかった	80%
目標を大幅に満たなかった	０％

（注）ＥＳＧ推進度は、以下の３要素を総合的に考慮して判断します。

（ｉ）環境（Environment）
ＣＯ２排出削減、カーボンニュートラル、資源循環、生物多様性への対応等

（ii）社会（Social）
人権尊重、人材育成（人的資本経営）、ＤＥ＆Ｉ、働き方改革、労働環境の整備等

（iii）ガバナンス（Governance）
コンプライアンス遵守、取締役会の透明性、不祥事の防止、リスク管理等

・役務提供期間比率
役務提供期間比率 ＝ 在任月数 ÷ 役務提供期間の月数

在任月数は、役務提供期間中に対象取締役が所属会社（以下、対象取締役が役務提供期間中に在籍していた当社又は対象子会社を（役務提供期間中に複数の会社に所属していた場合はこれらの会社を個別に又は総称して）「所属会社」といいます。）の取締役として在任した月の合計数をいいます。なお、月の途中で就任又は退任する場合には、１月在任したものとみなします。
ただし、役務提供期間中に対象者が所属会社を退任し、当社又は他の対象子会社の取締役に就任し、かつ、役務提供期間を通じて当社又は対象子会社の取締役の地位を失わなかった場合、各所属会社において算定した役務提供期間比率の合計が１となるように合理的に調整を行います。
また、対象取締役が、役務提供期間中に当社グループ内の異動により、所属会社又は当社若しくは他の対象子会社における別の役位（ただし、取締役又は執行役員に限る。）に就任した場合、当該対象取締役については、異動前の基準交付株式数に以下の役位調整比率を乗じた数を基準交付株式数として、上記算定式により算定された株式数を本交付株式数とします。

役位調整比率 ＝｛異動前の役位に係る基準交付株式数 × 異動前の役位に係る在任月数 ＋ 異動後の役位に係る基準交付株式数 × 異動後の役位に係る在任月数｝÷｛異動前の役位に係る基準交付株式数 × 役務提供期間中の合計在任月数｝

・その他
対象取締役は、所定の非違行為等がある場合には、本制度により当社株式の交付を受ける権利を喪失します。

（ｂ）評価期間及び役務提供期間
・評価期間
2026年４月１日から2028年３月31日までの２事業年度

・役務提供期間
当社について、2026年３月期に係る定時株主総会の終結のときから2027年３月期に係る定時株主総会の終結のときまでの期間
当社の子会社について、2026年３月期に係る定時株主総会の終結のときから2027年３月期に係る定時株主総会の終結のときまでの期間

（ｃ）支給時期
上記算定式にて算定された本交付株式数の当社株式を、権利確定日（注）から２か月以内に交付又は支給します。
（注）権利確定日とは、評価期間の最終年度が終了してから当該年度に係る計算書類の内容が会社法に基づき当社の定時株主総会へ報告される日をいいます。

・株式の交付方法
対象取締役に対する当社株式の交付は、当該対象取締役に対して、所属会社が上記の計算式にて算定された金銭報酬債権を付与し、その金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社が当社の取締役会決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）に基づき、当社株式の新規発行又は自己株式の処分を行う方法とします。
当社株式の新規発行又は自己株式の処分に係る払込金額は、交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない額とします。

対象取締役が退任した場合の取扱い等について

・評価期間中に退任（死亡による退任を含む。）した場合

評価期間開始後、権利確定日までに対象取締役が退任（死亡による退任を含みます。ただし、当社又は対象子会社の取締役に就任する場合を除きます。）する場合、対象取締役は、当社株式の交付を受ける権利を取得せず、本交付株式数の株式の代わりに、所属会社から、基準交付株式数に退任日の前事業年度時点の業績目標達成度及び役務提供期間比率をそれぞれ乗じて得た株式数に、当該退任時点の当社株式の時価を乗じて得られた金額の金銭の支給を受けることができるものとします。

この場合、評価指標については、「2028年３月期のＲＯＥ（連結）」を「当該事業年度のＲＯＥ（連結）」と、「2028年３月期のＥＳＧ推進度」を「当該事業年度のＥＳＧ推進度」とそれぞれ読み替えるものとします。各対象取締役に付与する金銭の上限は、一人当たり、年額60百万円（対象子会社の取締役である各対象取締役に付与する金銭の上限は、一人当たり、年額20百万円）に退任までの年数を乗じた金額とします。

なお、当該退任時点の当社株式の時価とは、当該退任日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

・評価期間中に組織再編等が行われた場合

評価期間中に所定の組織再編等が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合及び当社を対象とする株式売渡請求の場合においては、当社の取締役会）で承認され、その効力発生日が当社株式の交付時より前に到来することが予定されている場合、対象取締役は当社株式の交付を受ける権利を取得せず、本交付株式数の株式の代わりに所定の金銭の支給を受けることができるものとします。

対象となる組織再編等は以下のとおりです。

- **当社が消滅会社となる合併契約：合併の効力発生日**
- **当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画：会社分割の効力発生日**
- **当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画：株式交換又は株式移転の効力発生日**
- **株式の併合：株式の併合の効力発生日**
- **会社法第108条第１項第７号の全部取得条項を付して行う当社普通株式の全部の取得：会社法第171条第１項第３号に規定する取得日**
- **当社株式を対象とする株式売渡請求：会社法第179条の２第１項第５号に規定する取得日**

（ｄ）端数処理その他の調整

本交付株式数の算定その他本制度に基づく交付株式数及び支給額の算定において、算定した交付する株式数又は支給する金銭の額に１株未満又は100円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てることとします。なお、株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度に基づく算定に係る株式数を調整することとします。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しています。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けています。

1 【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,871	11,973
受取手形、売掛金及び契約資産	35,644	25,944
商品及び製品	6,143	5,873
仕掛品	480	660
原材料及び貯蔵品	35	50
その他	3,566	3,895
貸倒引当金	△55	△31
流動資産合計	62,685	48,365
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,821	6,891
機械及び装置（純額）	4,881	4,739
土地	11,357	11,592
その他（純額）	2,892	2,822
有形固定資産合計	25,952	26,045
無形固定資産		
のれん	975	862
その他	1,052	1,138
無形固定資産合計	2,027	2,000
投資その他の資産		
投資有価証券	12,570	17,350
長期前払費用	1,653	1,915
その他	3,434	3,190
貸倒引当金	△241	△187
投資その他の資産合計	17,417	22,269
固定資産合計	45,397	50,315
資産合計	108,083	98,681

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,580	21,248
短期借入金	2,332	2,314
未払法人税等	2,036	1,270
契約負債	905	807
賞与引当金	1,610	978
役員賞与引当金	―	55
その他	7,174	5,848
流動負債合計	40,638	32,524
固定負債		
長期借入金	1,329	1,172
役員退職慰労引当金	15	15
退職給付に係る負債	654	613
資産除去債務	610	606
その他	4,709	4,266
固定負債合計	7,319	6,673
負債合計	47,958	39,197
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,630	15,630
資本剰余金	7,732	7,535
利益剰余金	33,019	32,996
自己株式	△580	△840
株主資本合計	55,801	55,321
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,056	3,979
繰延ヘッジ損益	130	106
為替換算調整勘定	112	51
その他の包括利益累計額合計	4,299	4,137
非支配株主持分	24	24
純資産合計	60,124	59,483
負債純資産合計	108,083	98,681

（２）【中間連結損益及び包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	120,421	164,422
売上原価	103,342	146,773
売上総利益	17,079	17,649
販売費及び一般管理費	※1　16,383	※1　16,326
営業利益	695	1,323
営業外収益		
受取利息	10	64
受取配当金	155	176
金銭の信託運用益	109	―
その他	207	267
営業外収益合計	484	509
営業外費用		
支払利息	31	29
損害補償損失	52	―
控除対象外消費税等	―	19
その他	48	29
営業外費用合計	133	77
経常利益	1,046	1,755
特別利益		
固定資産売却益	40	5
子会社株式売却益	―	423
特別利益合計	40	428
特別損失		
固定資産除却損	38	8
統合関連費用	―	124
その他	8	0
特別損失合計	47	132
税金等調整前中間純利益	1,039	2,051
法人税等	606	771
中間純利益	433	1,279
（内訳）		
親会社株主に帰属する中間純利益	437	1,279
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△4	△0
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	507	△61
繰延ヘッジ損益	12	△23
為替換算調整勘定	△28	△60
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△16
その他の包括利益合計	492	△161
中間包括利益	925	1,118
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	929	1,118
非支配株主に係る中間包括利益	△4	△0

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,039	2,051
減価償却費	1,501	1,529
のれん償却額	113	113
貸倒引当金の増減額（△は減少）	5	△77
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	31	30
その他の引当金の増減額（△は減少）	△924	△562
為替差損益（△は益）	△23	△25
受取利息及び受取配当金	△166	△241
支払利息	31	29
子会社株式売却損益（△は益）	―	△423
固定資産除却損	38	9
固定資産売却損益（△は益）	△33	△5
売上債権の増減額（△は増加）	16,122	9,605
棚卸資産の増減額（△は増加）	1,049	35
仕入債務の増減額（△は減少）	△14,401	△5,269
預り保証金の増減額（△は減少）	△40	△3
長期前払費用の増減額（△は増加）	△135	△649
その他	△749	△1,359
小計	3,462	4,787
利息及び配当金の受取額	162	227
利息の支払額	△24	△30
法人税等の支払額	△504	△1,504
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,095	3,479
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	20	―
投資有価証券の売却及び償還による収入	100	―
投資有価証券の取得による支出	△100	△3,565
固定資産の売却による収入	148	6
固定資産の取得による支出	△942	△1,506
関係会社株式の取得による支出	―	△1,023
長期貸付金の回収による収入	44	89
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	―	398
その他	△22	△267
投資活動によるキャッシュ・フロー	△752	△5,868
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△2,000	―
長期借入金の返済による支出	△194	△175
自己株式の取得による支出	△1	△842
配当金の支払額	△977	△1,300
その他	△139	△142
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,312	△2,460
現金及び現金同等物に係る換算差額	△6	△49
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△976	△4,898
現金及び現金同等物の期首残高	11,705	16,677
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　10,729	※　11,779

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

（連結の範囲の重要な変更）

当中間連結会計期間において、シナネン株式会社を存続会社とする吸収合併を行い、ミライフ西日本株式会社、ミライフ東日本株式会社、ミライフ北海道株式会社は消滅したため、連結の範囲から除外しています。

ミライフ株式会社は、シナネン株式会社に吸収分割後、電力事業及び建設業工事等を営む会社とし、商号をシナネンエナジーテック株式会社に変更しています。

また、当社が保有していたシナネンファシリティーズ株式会社の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しています。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっています。

(中間連結損益及び包括利益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
運送費	2,070百万円	1,897百万円
給料手当	3,953	3,836
賞与引当金繰入額	1,004	878
退職給付費用	166	228
減価償却費	827	865
貸倒引当金繰入額	4	4

２　当社グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げの方法として、切放し法を適用しています。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金勘定	10,923百万円	11,973百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金等	△193	△194
現金及び現金同等物	10,729	11,779

(株主資本等関係)

Ⅰ　前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月14日取締役会決議	普通株式	979	90	2025年３月31日	2025年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月14日取締役会決議	普通株式	1,302	120	2026年３月31日	2026年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年10月30日取締役会決議	普通株式	756	70	2026年９月30日	2026年12月17日	利益剰余金

(企業結合関係)

（連結子会社の事業再編について）

当社は、主力事業の統合及び事業再編のために、2026年１月30日の取締役会において、当社連結子会社であるミライフ西日本株式会社、ミライフ株式会社、ミライフ東日本株式会社、シナネン株式会社の統合に関する主要条件を決定し、2026年４月１日に以下の事業再編を完了しました。

１．事業再編の概要

（１）事業再編の背景と目的

当社グループは、2027年４月に迎える創業100周年に向けて、第三次中期経営計画のもと、経営基盤の強化及び成長戦略の推進に取り組んでいます。

こうした取り組みを進める中で、事業構造改革の早期実現に向け、収益性及び資本効率改善の観点から事業ポートフォリオを再精査し、主力事業の統合及び事業再編を行うものであります。

（２）事業再編（統合に係わる方式）の内容

移管元会社	移管先会社	方式	移管する事業
シナネン株式会社	シナネンアクシア株式会社	吸収分割	ホームファシリティ事業
ミライフ株式会社（注）	シナネン株式会社	吸収分割	電力事業、建設業工事、不動産仲介事業を除く全ての事業
ミライフ東日本株式会社	ミライフ株式会社	吸収分割	電力事業
ミライフ東日本株式会社	シナネン株式会社	吸収合併	電力事業を除く全ての事業
ミライフ西日本株式会社	シナネン株式会社	吸収合併	全ての事業

（注）ミライフ株式会社は、シナネン株式会社に吸収分割後、電力事業及び建設業工事等を営む会社とし、商号をシナネンエナジーテック株式会社に変更しました。

２．本組織再編後の状況

①商号	シナネン株式会社
②事業の内容	石油製品・液化石油ガス・圧縮天然ガス・その他の高圧ガスに関する事業、発電・電気の供給等の電気事業　等

①商号	シナネンエナジーテック株式会社
②事業の内容	電力の調達に関する事業、建設業許可の必要な設備、各工事の請負及び設計・管理に関する事業　等

３．会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき共通支配下の取引として処理を行います。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他(注)１	調整額(注)２	中間連結損益及び包括利益計算書計上額(注)３
	エネルギー事業	メンテナンス事業	モビリティ事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	109,722	5,093	3,662	118,477	1,943	―	120,421
セグメント間の内部売上高又は振替高	91	52	0	144	34	△179	―
計	109,813	5,145	3,662	118,622	1,978	△179	120,421
セグメント利益	280	124	221	626	144	△75	695

(注)　１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、抗菌事業や不動産事業、環境・リサイクル事業等に係る売上であります。

２．セグメント利益の調整額△75百万円には、セグメント間取引消去1,652百万円、各報告セグメントに配分されていない全社費用△1,727百万円が含まれています。

３．セグメント利益は、中間連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っています。

Ⅱ　当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他(注)１	調整額(注)２	中間連結損益及び包括利益計算書計上額(注)３
	エネルギー事業	メンテナンス事業	モビリティ事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	153,627	5,956	3,711	163,295	1,126	―	164,422
セグメント間の内部売上高又は振替高	63	40	0	104	51	△155	―
計	153,691	5,996	3,711	163,400	1,178	△155	164,422
セグメント利益	963	212	64	1,240	235	△152	1,323

(注)　１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、抗菌事業や不動産事業等に係る売上であります。

２．セグメント利益の調整額△152百万円には、セグメント間取引消去1,339百万円、各報告セグメントに配分されていない全社費用△1,491百万円が含まれています。

３．セグメント利益は、中間連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っています。

２．報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より、報告セグメントを従来の「エネルギー卸・小売周辺事業（ＢｔｏＣ事業）」「エネルギーソリューション事業（ＢｔｏＢ事業）」「非エネルギー事業」の３区分から、「エネルギー事業」「メンテナンス事業」「モビリティ事業」の３区分に変更しています。

変更後の各報告セグメントの内容は以下のとおりです。

「エネルギー事業」は、主に従来の「エネルギー卸・小売周辺事業(ＢｔｏＣ事業)」及び「エネルギーソリューション事業(ＢｔｏＢ事業)」に含めていた各種石油製品販売事業、家庭向け及び小売事業者向けＬＰガス等各種燃料販売事業及び電力販売事業等です。

「メンテナンス事業」は、従来「非エネルギー事業」に含めていた、総合建物メンテナンス事業です。

「モビリティ事業」は、従来「非エネルギー事業」に含めていた、自転車事業、シェアサイクル事業です。

係る変更は、当社が第三次中期経営計画において事業ポートフォリオの見直しと選択と集中を進めてきた結果、「エネルギー」「メンテナンス」「モビリティ」の３事業領域を軸としたグループ経営の方向性を明確にし、2026年４月１日に主力事業の統合及び事業再編が完了したことを踏まえたものです。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値に基づき記載しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他(注)１	合計
	エネルギー事業	メンテナンス事業	モビリティ事業	計		
売上高						
石油部門	61,799	―	―	61,799	―	61,799
ガス部門	26,847	―	―	26,847	0	26,847
生活関連部門	3,278	556	1,463	5,297	―	5,297
電力部門	15,638	―	―	15,638	―	15,638
その他	1,444	4,460	2,191	8,095	1,837	9,933
顧客との契約から生じる収益	109,008	5,016	3,654	117,679	1,838	119,517
その他の収益(注)２	714	76	7	798	105	903
外部顧客への売上高	109,722	5,093	3,662	118,477	1,943	120,421

(注) １．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、抗菌事業や不動産事業、環境・リサイクル事業等に係る売上であります。
２．「その他の収益」は、電気・ガス価格激変緩和対策事業補助金及び「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号　2007年３月30日)に基づく不動産賃貸収入等であります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他(注)１	合計
	エネルギー事業	メンテナンス事業	モビリティ事業	計		
売上高						
石油部門	60,527	―	―	60,527	―	60,527
ガス部門	28,838	―	―	28,838	―	28,838
生活関連部門	3,301	819	1,438	5,559	―	5,559
電力部門	58,795	―	―	58,795	―	58,795
その他	1,376	5,051	2,265	8,693	1,040	9,734
顧客との契約から生じる収益	152,839	5,871	3,704	162,414	1,040	163,455
その他の収益(注)２	788	85	7	881	86	967
外部顧客への売上高	153,627	5,956	3,711	163,295	1,126	164,422

(注) １．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、抗菌事業や不動産事業等に係る売上であります。
２．「その他の収益」は、電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金及び「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号　2007年３月30日)に基づく不動産賃貸収入等であります。
３．当中間連結会計期間より、報告セグメントを変更しています。詳細につきましては、「（セグメント情報等）２．報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。
なお、前中間連結会計期間については、セグメント変更後の区分により作成したものを記載しています。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益	40円19銭	118円23銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	437	1,279
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	437	1,279
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,878	10,826

(注)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(期末配当)

2026年５月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議しました。

(1)配当金の総額……1,302百万円

(2)１株当たりの金額……120円00銭

(3)支払請求権の効力発生日及び支払開始日……2026年６月26日

(注)2026年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

(中間配当)

2026年10月30日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議しました。

(1)配当金の総額…… 756百万円

(2)１株当たりの金額……70円00銭

(3)支払請求権の効力発生日及び支払開始日……2026年12月17日

(注)2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

２０２６年１１月１３日

シナネンホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須　藤　　謙
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　崎　一　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日　置　敏　之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシナネンホールディングス株式会社の２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社の２０２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しています。
2．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。